

愛西工科生のマナーブック



令和8年度

愛知県立愛西工科高等学校

	科	番号	
氏名			

目 次

1	校訓・教育目標	2
2	生徒心得	
	(1) 学校生活について	3
	(2) 登下校、交通マナー	4
	(3) 欠席・遅刻・早退	4・5
	(4) 身だしなみ	5～7
	(5) 免許について	7
	(6) アルバイト	7
	(7) その他	8
3	長期休業中の心得	8
4	問題行動についての対応	8
5	通学経路について	9
6	諸届及び許可願等一覧表	10



I 校訓・教育目標（生徒手帳 P.2）

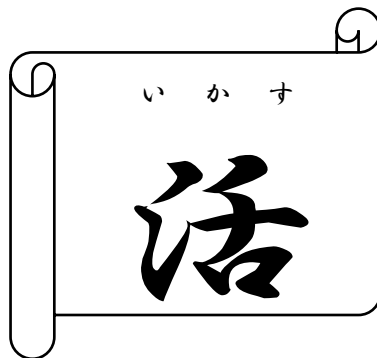
校 訓

いかす
活

物をいかし、

人をいかし、

己をいかす



教育目標

『社会や時代の変化に対応し、技術を通して社会の発展に寄与できる人材の育成』

身に付けさせる力

- ・基礎学力（進路実現をするための基礎的な学力や人生を豊かにする教養）
- ・ものづくり技術（ものづくりに必要な知識・技術や実体験から得られる想像力）
- ・問題解決能力（問題を発見して主体的に解決する態度や論理的思考力）
- ・人間性（思いやりの心とマナーや技術者としての倫理観）
- ・コミュニケーション能力（他者との信頼関係を築き協働する力）

愛西工科高校
で学んだこと



自分の夢に
活かします

明るく充実した高校生活を送るために

対話のはじまりを身につけるために・・・挨拶
職業人としての心構えと誇りを身につけるために・・・正しい実習服の着用
モラル、マナーを身につけるために・・・正しい制服の着用と時間厳守
集団行動を実践するために・・・5分前行動
環境美化の意識を高め、協働する力を身につけるために・・・15分間清掃

※愛西工科高校では上記のことを重点的に指導します。

2 生徒心得

(1) 学校生活について

本校生徒として校則・マナーを守り、自覚ある行動をしましょう。

礼儀

『礼儀は自己の人格の表れである』

礼儀は一つの形式をとって表されるものであるが、形式だけにならないように、他人に対して「尊敬・親切・協力」の心を持つことが大切です。

行動や言葉遣いに配慮しましょう。

学校の内外を問わず、先生や来校者に対して挨拶をしましょう。

職員室・保健室などへの入室する場合は、生徒番号・氏名を名乗り、用件を伝えてから入室しましょう。

持ち物

学校指定の制服を着用し、鞆を持ち登校しましょう。各自の所持品には生徒番号・氏名を明記するとともに、自己管理・整理整頓に努めましょう。

貴重品は、貴重品袋の活用や個人ロッカーに入れる、又は身につけ携帯したりするなど気を付けて管理し、紛失防止に十分に努めましょう。万一紛失が発生した場合は、直ちに学級担任及び生徒指導課に申し出ましょう。

他人の所有物を無断で借用してはいけません。

ア 学校に必要な無いものは持ってこないようにしましょう。

イ 携帯通信端末機器(携帯電話等)については、校内での使用は原則禁止です。

不適切な使用は、預かり指導の対象となります。

登校後は電源を切り、各自で管理をしましょう。

ウ 学校外におけるスマートフォンの使用についても SNS の危険性について十分理解し、安易な投稿や個人情報の漏えいに気を付けましょう。



学校の設備・備品の管理

学校の設備・備品等を使用した際は原状復帰し、環境美化・整備に努めましょう。

学校の設備・備品等を破損させた場合は、直ちに学級担任に申し出ましょう。

非常時・緊急時の対応 (生徒手帳参照)

警報発表時や緊急時における行動は生徒手帳に示したとおりです。やむを得ず通常の登校ができない場合は、必ず学級担任にその状況を連絡しましょう。

(2) 登下校・交通マナー (生徒手帳「生徒のための交通ルール」参照)

『正しい身だしなみで登下校しましょう』

登下校には、本校指定の制服を着用し、生徒手帳を携帯しましょう。

長期休業中の登下校については8ページを確認してください。

自転車通学

道路交通法を守り、交通安全に努めましょう。また、自転車は左側を通行し、マナーを守り、周りの人の迷惑とならないようにしましょう。また、ヘルメットの着用を心掛けましょう。



危険な運転(ながら運転、傘さしなどの片手運転、イヤホンの使用など)は禁止です。雨天時には、レインコートを着用するものとします。

万一事故が起きた場合は加害・被害に関わらず、相手の氏名・車両番号・怪我の状況等を確認するとともに、その場で相手の方と示談はせず、必ず警察に届け、学校にも連絡しましょう。また、相手の方が怪我をしている場合は近くの人に助けを求め、必要に応じて救急車を呼ぶなど最善を尽くしましょう。

本校まで自転車通学を希望する生徒は、以下の手順で申請が必要です。

ア 自転車保険もしくは高校生総合保障制度に加入する。

イ 自転車通学許可願を提出する。

ウ 自転車点検を受け、学校登録番号シールを貼る。

防犯登録済の安全な自転車を使用し、盗難防止のため2カ所に施錠することを薦めています。

また、所定の駐輪場に整然と止め、通行の邪魔にならないように配慮しましょう。

徒歩・電車・バス通学

マナーを守り、周りの人に迷惑とならないようにしましょう。

歩行者は右側通行をしましょう。



(3) 欠席・遅刻・早退

『欠席、遅刻をなくそう』

社会生活における遅刻は信用・信頼を失います。遅刻が増えてきたら生活習慣を見直しましょう。

<事前に分かっている場合>

保護者より生徒手帳の届出欄に記入の上、学級担任に届け出ましょう。

忌引日数は以下のとおりです。ただし、遠隔地の場合は、往復に要する日数増を考慮することがあります。

父母・・・・・・・・・・ 7日以内
祖父母、兄弟姉妹・・・・ 3日以内
曾祖父母、伯叔父母、父母の法事・・ 1日

始業時間は午前8時40分です。
交通事情を踏まえ余裕を持って
登校しましょう。



<当日の場合>

欠席

連絡はマチコミを利用し、午前8時00分までに保護者が入力をしてください。

遅刻

連絡はマチコミを利用し、午前8時00分までに保護者が入力をしてください。その後は速やかに登校しましょう。

登校後は生徒指導室にて入室許可証を作成し、該当教員のサインをもらい、次の放課に学級担任に提出しましょう。

交通安全に努め、時間にゆとりをもって登校しましょう。午前8時40分以降の遅刻を3回以上すると、段階的に午前8時15分までの登校等の指導を行います。

1日の始業チャイムのなり始め以降に入室した場合は、すべて遅刻の扱いとなります。

早退

ア 学級担任の許可を得る必要があります。

イ 生徒手帳の届出欄に記入をします。生徒手帳を忘れた場合は、生徒指導課にて早退許可証を作成し、学級担任に提出します。

ウ 帰宅後、必ず学校へ電話連絡をしてください。

連絡先一覧	番号
代表	0567-37-1288
普通科（ダイヤルイン）	0567-37-1491
ロボット工学科（ダイヤルイン）	0567-37-1495
機械科（ダイヤルイン）	0567-37-1492
電子工学科（ダイヤルイン）	0567-37-1496
建築デザイン科（ダイヤルイン）	0567-37-1497

(4) 身だしなみ

清潔・端正であるように心掛けましょう。

頭髪等

ア 髪が目にかからない。

イ 頭髪は、清潔感があり進路選択に適したものとする。

ウ 染色、脱色、パーマ等の加工はしないこと。

エ 整髪料等は使用しないこと。

オ カチューシャ、華美な髪飾りは使用しないこと。

カ 長い髪は、実技科目などにおいて、安全のため後方で束ねること。

キ ヘアピン、ゴムバンドは目立たないものを使用する。

ク ひげは伸ばさないこと。

服装

本校指定の制服を正しく着用しましょう。

ア 制服は、本校指定のジャケット、スラックス又はスカート、シャツ、ネクタイ又はリボンとします。

イ 夏制服は、本校指定の半袖シャツ、スラックス又はスカートとします。

ウ 夏制服の下に着用する衣類は、目立たないものとします。

エ スラックスには、本校指定のベルトを使用します。

オ スカートの丈は膝が隠れる程度の長さとしします。

カ シャツの裾は、スラックスまたはスカートの中に入れて着用します。

キ 制服の下に着用するセーター・ベストは、本校指定のものとしします。

ク シャツ・セーター・ベストでの登下校もよいものとします。

ケ ジャケット、ネクタイ、リボンは、学校が指定した日は必ず着用するものとします。

※学校指定日：離任式、入学式、始業式（４月、１月）、終業式（１２月、３月）卒業式
講話等外部講師来校日など

靴・靴下・鞆等

靴・靴下・・・通学に適したもので、装飾が無く華美でないものとします。

靴・・・・・・・・通学に適したバック、リュックサック等を使用します。

身だしなみ指導

ア 各学期始業式および２ヶ月に１回程度実施します。

イ 身だしなみ指導前日までに確認をして、期日に合格できるようにしましょう。

ウ 身だしなみ指導で合格とならない場合は、別途指導を行います。

エ 身出しなみ指導では耳全体が見えるようにします。

制服の上に着用する防寒着等

ア 華美でないものを、ジャケットの上に着用します。

ジャケットなしでの防寒着の着用は認めておりません。また防寒パンツ（スラックスの上に履くこと）も認めておりません。

イ 運動部、文化部でのチームウェアは、防寒着として着用を認めます。

ウ 防寒着の丈の長さは膝が隠れる程度までとします。

エ 革製のジャンパー、コートを着用しないものとします。

オ 防寒着、防寒用小物は登下校と清掃時間のみ着用を認めます。ただし教室内では着用しないものとします。

カ 華美でない防寒用小物(マフラー、ネックウォーマー、手袋、耳あて等)については、着用を認めます。

キ 帽子の着用はしないものとします。授業等での指示がある場合は、従うこととします。

ク 着用期間は、原則１１月１日より翌年４月末日までとします。

その他

- ア 土日祝日の部活動参加のための登下校については本校指定の体操服及び部活動で統一された服装でも可とします。
- イ レインコートの色・型については防寒着に準ずるものとします。
- ウ スリッパには黒の油性ペンを用い、記名しましょう。
- エ サングラス・カラーコンタクトの使用や化粧はしないものとします。
- オ 装飾品（ピアス・ネックレス等）は身に付けないものとします。在学中はピアスの穴を開けることも禁止とします。身に付けていた場合は預かり指導の対象とします。
- カ 上記に記載されていないものについてはその都度検討し、指導します。

(5) 免許について

原付・自動二輪

原付・自動二輪については、四ない運動を遵守しましょう。

四ない運動とは、免許を「取らない」、オートバイ・自動車を「買わない」、「乗らない」、「乗せてもらわない」となります。

この運動は保護者が子どもの命を守るために保護者の要望により始まった運動であり、免許取得・乗車は原則としてしないものとしています。

自動車

運転免許取得は許可制です。

- ア 3年生時に許可を得て自動車学校へ通学ができます。
- イ 免許証の取得は、原則として本校の卒業式後とします。
- ウ 進路先から取得依頼がある免許については、取得を認めています。
- エ 自動車学校への入校については、11月1日以降とし、進路決定者に限ります。
- オ 教習及び免許取得にあたっては、学業（授業、学校行事）に支障をきたさないこととします。
- カ 学校生活に関わる場合は、自動車学校への通学を停止します。
- キ 上記の項目に反した場合、特別な指導の対象となります。

(6) アルバイト

アルバイトは原則禁止です。

- ア ただし、経済的事情によりやむを得ずアルバイトが必要な場合には、学級担任・部顧問・保護者の許可を受けて行うことができます。
- イ なお、許可の条件は、成績不振科目がなく、学校生活に支障がない事とします。
- ウ また、アルバイト願は年度毎の更新を必要とします。

(7) その他

校外生活

- ア 高校生が入場を禁止されている施設・飲食店等への出入りしないようにしましょう。
- イ 外出するときは、保護者に、行き先・用件・帰宅予定時刻を伝えましょう。
なお、本校生徒（18歳以上の生徒も含む）の午後11時以降の外出は深夜徘徊として指導の対象となります。

友人関係

- ア 交友関係は、礼儀と節度を守りましょう。
- イ 金銭や物品の貸借は、トラブルとなり易いため行わないようにしましょう。

3 長期休業中の心得

前学期の反省を踏まえ有意義な休業にしましょう。長期休業中は計画を立て、規則正しく、充実した日々を送りましょう。

(1) 長期休業中の登下校時の服装について

- ア 本校指定の体操服及び部活動で統一された服装での登下校も可とします。
- イ 全校出校日は制服での登校とし、補習等は指示された服装とします。

(2) 学習について

- ア 自主的・自発的に家庭学習の計画を立て、基礎学力の充実、資格取得に挑戦するなどの機会としましょう。
- イ 成績不振科目がある場合は、その科目の補習、補充および追考査を受けましょう。
- ウ 課題は早めに取り組み、ゆとりを持ち、新学期を迎えるようにしましょう。

(3) 生活について

- ア 日課表の活用など、規律ある生活に心がけましょう。
- イ 部活動への参加、家庭での手伝い、地域でのボランティア活動などを積極的に行い、有意義で安全な生活を送りましょう。
- ウ 旅行をする場合は、保護者の了承を得ましょう。しかし、危険を伴う場所への旅行は止めましょう。

4 問題行動についての対応

学校内外の生活において、高校生としてふさわしくない行動が発覚した場合は、指導の対象となります。このような事態にならないように安心・安全な生活を送りましょう。

5 通学経路について

湊高駅から学校付近の通行について

学校付近の通行について、下記の矢印の通路を通行し、登下校するようにしてください。

住宅街の道路の通行は、道路幅が狭く近隣住民の通行の迷惑となりますので、×印は通行しないようにしてください。

※特に下校時に住宅街を通行している人が多くいます。

気を付けましょう。



6 諸届及び許可願等一覧表

	名 称	用紙のある部屋	備 考
1	欠 席 届	生徒手帳に綴込	保護者印またはサインをもらい担任まで
2	遅 刻 届		
3	早 退 届		
4	忌 引 届		
5	入室許可証	生徒指導課	午前8時40分以降入室する時
6	外出許可証		在校時間中に外出の必要な時
7	早 退 願		生徒手帳を忘れた場合に使用 (やむを得ない理由で早退する時)
8	自転車通学許可願		自転車通学者(保険加入が必要)
9	学生割引証(交付願)		保護者の承認を得てから
10	アルバイト願		担任へ提出する→生徒指導課
11	自動車学校通学許可願		
12	交通事故に関する報告書		生徒指導課
13	盗難・紛失届		担任へ提出する→生徒指導課
14	亡失・き損てん末書 ※1		校内の器物を破損した時 担任へ提出する→生徒指導課
15	在学証明書(交付願)	事務室	担任へ提出する→事務室
16	卒業見込証明書(交付願)	普通科職員室 (教務課)	担任へ提出(申し出)→教務課 (病気等で再考査受験を願い出る場合には、診断書等の添付が必要)
17	成績証明書		
18	単位修得証明書		
19	再考査受験願		
20	追認考査受験願		
21	欠課時間補充願		
22	就職願・進学願 (調査書・推薦書の発行に必要)	進路指導課	担任へ提出する→進路指導課 (推薦書は、大学等指定の書式)
23	資格取得等受験願	普通科職員室	平日に資格試験を受ける時
24	愛知県高等学校職業教育顕彰申請書	(工務課)	担任へ提出する→各学科→工務課

※1 生徒指導課及び普通科職員室に届出書類があります。